

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 知事は、別表第1に定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難であると認めるときは、厚生労働大臣の同意を得て、別に救助の程度、方法及び期間を定めるものとする。</u></p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,401,000円以内とする。</u></p> <p>エ〜ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"><thead><tr><th>季別</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額								<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,387,000円以内とする。</u></p> <p>エ〜ク 略</p> <p>2 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"><thead><tr><th>季別</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額							
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																							
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																							

夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

備考 略

(4) 略

4～11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 略

13 略

夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

備考 略

(4) 略

4～11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) 略

13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則別表第1第1号の(2)のウの規定は、平成24年4月6日から適用する。